

〈参考資料〉

環境にやさしい企業活動のための支援措置要覧

企業が環境にやさしい製品開発や公害防止・リサイクル施設整備等に取り組む際に、その支援措置として、各種補助金制度、融資制度、税制優遇措置などがありますが、今回その代表的なものを掲載しました。

(1) 補助金制度等

① 電気自動車等購入促進事業費補助金

- 対 象：1. 県内に居住する個人（個人事業主を含む）
2. 県内に事業所、事務所等を有する法人（市町を含む）
3. リース事業者（1または2と契約していること）

対象車両：（一社）次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（国補助金）」の対象車両のうち、「電気自動車」「プラグインハイブリッド自動車」「燃料電池自動車」の区分に該当するもの

※ 対象車両は（一社）次世代自動車振興センターのホームページ参照

補助要件：・令和5年12月1日以降に初度登録された車両であること
・国補助金の交付を受けること 等

補助金額：・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 10万円／台
・燃料電池自動車 50万円／台

（問合せ先）石川県カーボンニュートラル推進課 電話 076-225-1462 FAX 076-225-1479

(2) 融資制度

① 石川県の制度融資

ア 環境保全資金融資制度

対 象：石川県内に事業所を有する中小企業者及びその団体

事 業：公害防止施設等の整備事業（工場移転に伴う用地取得費を含む。）

産業廃棄物の処理施設の整備事業

循環型社会づくりのための施設整備事業（産業廃棄物再生利用施設、地下水使用合理化施設、緑地整備等）

地球環境保全のための施設整備事業（フロン回収設備）

ISO14001の導入事業

限度額：5,000万円（一部の事業 1億円）

利 率：一般1.60%以内、特利1.60%以内（令和7年3月現在）

（問合せ先）石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

イ 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度

対 象：石川県内に事業所を有する中小企業者及びその団体

事 業：(1) 産業廃棄物最終処分場の整備事業

(2) 産業廃棄物焼却施設の整備事業（ただし両事業とも廃棄物処理法上の設置許可を要する施設に限る。）

限度額：(1) 5億円

(2) 1億円

利 率：1.60%以内（令和7年3月現在）

（問合せ先）石川県資源循環推進課 電話 076-225-1471 FAX 076-225-1473

ウ 経営革新等支援融資制度

対 象：法の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事又は大臣の承認を受けた者

事 業：経営革新計画に基づいた新商品・新役務の開発・導入等、事業活動の向上に資する事業

限度額：2億円（運転資金は5,000万円）

利 率：1.60%以内等（令和7年3月現在）

（問合せ先）石川県経営支援課 電話 076-225-1522 FAX 076-225-1523

エ 省エネ投資促進支援融資

事 業：省エネ設備へ更新、又は省エネ機能を付加する事業

限度額：2億円（運転資金は2,000万円）

利 率：1.60%以内等（令和7年3月現在）

（問合せ先）石川県経営支援課 電話 076-225-1522 FAX 076-225-1523

② その他の金融制度

ア 日本政策金融公庫 国民生活事業

融資の種類：環境・エネルギー対策貸付（環境・エネルギー対策資金）

（問合せ先）日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 電話 0570-045202 FAX 076-224-0754

日本政策金融公庫小松支店 国民生活事業 電話 0570-045445 FAX 0761-23-2129

イ 日本政策金融公庫 中小企業事業

融資の種類：環境・エネルギー対策貸付（環境・エネルギー対策資金）

（問合せ先）日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 電話 076-231-4275 FAX 076-262-2384

ウ 独立行政法人中小企業基盤整備機構

対 象：複数の中小企業が共同で取り組む事業に対して、都道府県と協力して資金貸付

利 率：0.80%（令和6年度貸付決定分。特別な場合は無利子）

（問合せ先）高度化事業部 高度化事業企画課 電話03-5470-1528 FAX 03-5470-1532

(3) 税制優遇措置

① 国税

法人税

○ 基盤確立事業用資産の取得等をした場合の特別償却

※令和4年7月1日から令和8年3月31日までに事業の用に供した資産に限り適用可能

○ 生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）

※令和3年8月2日から令和8年3月31日までに認定を受け、かつ、その認定を受けた日以後3年以内に事業の用に供した資産に限り適用可能

② 地方税

ア 固定資産税

下記に対する課税標準の特例 ※適用期間及び終了年度はそれぞれ異なります

○ 公害防止用施設

①水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設

②廃棄物の処理及び清掃に関する法律による以下の施設

ア ごみ処理施設 イ 一般廃棄物最終処分場 ウ 産業廃棄物処理施設

③下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設

○ 一定の低公害自動車に燃料を充てんするための設備

○ バイオ燃料製造事業者が取得するバイオ燃料製造施設

○ 再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス）

イ 事業所税

下記に対する課税標準の特例

○ 公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（汚水処理施設、ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設等）

○ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業（浄化槽清掃事業又は廃油処理事業）の用に供する事務所以外の施設

(4) その他

① 脱炭素総合サポート窓口

いしかわエコハウス内に設置し、ワンストップで相談対応を実施

（問合せ先）石川県カーボンニュートラル推進課 電話 076-225-1469 FAX 076-225-1479

H P : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/index.html>

※詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

② いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO取得更新セミナー

日時・場所：未定（令和7年度は3回開催予定）

内容（予定）：いしかわ版環境ISOの概要、取得メリット

ISO優良取組事例の紹介

申請書（環境行動計画書等）の作成レクチャー

個別相談

（問合せ先）石川県カーボンニュートラル推進課 電話 076-225-1469 FAX 076-225-1479

H P : https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/syutoku.html

※詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○ 環境関連ホームページアドレス

機 関 名	ホームページアドレス (主な内容)
石川県生活環境部環境政策課	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/ (環境保全のための条例、計画等、環境情報全般)
いしかわ環境情報サイト	https://ishikawa-ecoweb.pref.ishikawa.lg.jp/ (環境情報全般)
県民エコステーション (（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議)	https://www.eco-partner.net/ (環境情報全般)
環境省	https://www.env.go.jp/ (環境法令等、環境情報全般)
(国研) 国立環境研究所	https://adaptation-platform.nies.go.jp (気候変動適応に関する情報)
中部経済産業局	https://www.chubu.meti.go.jp/ (資源・エネルギー・環境政策全般)
EICネット (（一財）環境イノベーション情報機構)	https://www.eic.or.jp/ (環境情報全般)
(公財) 日本環境協会	https://www.jeas.or.jp/ (環境保全に関する講演会・シンポジウム等の目録データベース)
全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)	https://www.jccca.org/ (地球温暖化に関する情報)
(一財) 省エネルギーセンター	https://www.eccj.or.jp/ (省エネルギーに関する情報、調査結果)
グリーン購入ネットワーク	https://www.gpn.jp/ (エコ商品リスト、他)
エコマーク事務局 ((公財) 日本環境協会)	https://www.ecomark.jp/ (エコマーク商品情報)
エコアクション21中央事務局 (（一財）持続性推進機構)	https://www.ea21.jp/ (エコアクション21に関する情報、他)
(公財) 石川県産業創出支援機構	https://www.isico.or.jp (企業支援情報、セミナー開催案内、他)